

「ふるさと納税」という寄付が地域に貢献

ふるさと納税は、選んだ自治体に寄付をすると、その自治体の名産品が返礼品としてもらえる場合があるお得な制度として注目されています。

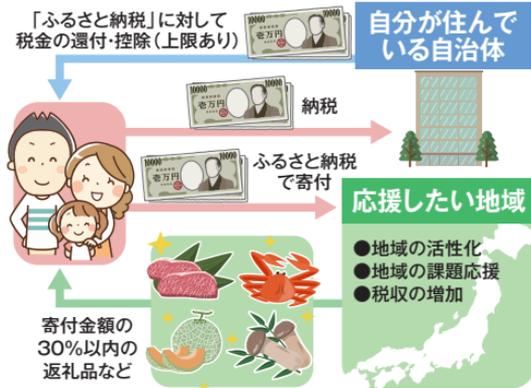
そもそもふるさと納税は、何のためにつくられたのでしょうか。地方のふるさとで生まれ、その自治体の税金などで医療や教育などを受けて育っても、やがて進学や就職で生活基盤が、ふるさと以外の都市に移ることになります。その結果、都市の自治体は税金を得ますが、育ててくれた故郷の自治体には税金が入らなくなるわけです。

「今は都市に住んでいても、自分を育ててくれた故郷に、自分の意思で、いらかでも納税できる制度があってもよいのではないか」。そんな問題提起から検討されて生まれたのが「ふるさと納税」です。

ふるさと納税は、実際には自治体（都道府県や市区町村）に対する「寄付」です。寄付できる自治体に制限はありません。生まれ育った故郷だけでなく、応援したい自治体など選択も自由で、その数にも制限はありません。

1月から12月に行ったふるさと納税額は、原則確定申告で、原則2000円を除いた金額が税額控除の対象となり、「所得税の還付」や「翌年の住民税からの控除」があります。全額控除される寄付金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限が設けられています。例えば、給与年収500万円の夫婦だけの場合の上限額の目安は、4万9000円、などです。それ以上寄付ができないということではありませんが、税金が戻ってくる場合に上限額があ

「ふるさと納税」に対して
税金の還付・控除(上限あり)



自分が住んで
いる自治体

応援したい地域

- 地域の活性化
- 地域の課題応援
- 税収の増加

寄付金額の
30%以内の
返礼品など

るということに注意は必要です。

また、ふるさと納税先の自治体が5団体以内なら、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告が不要で翌年の住民税から控除される仕組みもあります。具体的な上限額は、ふるさと納税を紹介しているホームページやお住いの市町の住民税担当部署などで確認ができます。

ふるさと納税は、自治体も選択できますが、寄付の使いみち(例えば子育てや災害支援など)を選択できる自治体も多々あります。もしあなたが財産をどこかに寄付したいと思われるなら、ふるさと納税も選択肢に加えてみましょう。返礼品(寄付金額の30%以内)がもらえる場合もあります。ただ、住んでいる市町へのふるさと納税には返礼品がなく、返礼品の金額は一時所得(50万円の控除がある)です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00